

資料 3

5 産労農水第 1 3 7 5 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に係る令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同項において準用する同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 11 月 8 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 くろまぐろ (小型魚)

特定水産資源	知 事 管 理 区 分 等	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	東京都大島地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業	8. 2 トン
	東京都三宅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業	4. 0 トン
	東京都八丈地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業	0. 5 トン
	東京都小笠原地区くろまぐろ (小型 魚) 漁船等漁業	0. 1 トン
	東京都くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	0. 5 トン
	留保枠	1. 0 トン
	計	14. 3 トン

(別紙)

2 くろまぐろ (大型魚)

特定水産資源	知 事 管 理 区 分 等	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚)	東京都大島地区くろまぐろ (大型魚) 漁船等漁業	10.3トン
	東京都三宅地区くろまぐろ (大型魚) 漁船等漁業	13.3トン
	東京都八丈地区くろまぐろ (大型魚) 漁船等漁業	16.8トン
	東京都小笠原地区くろまぐろ (大型 魚) 漁船等漁業	1.5トン
	東京都くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	0.5トン
	留保枠	1.5トン
	計	43.9トン